

平成 17 年 11 月 18 日

各 位

株式会社 タイセイ
代表者名 取締役社長 佐藤 成一
(コード番号 3359 Q-Board)
問合せ先 常務取締役 江藤 衆児
(TEL 0972 - 85 - 0117)

「ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」の一部変更のお知らせ

平成 17 年 10 月 18 日に発表しました「ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ」の内容を一部変更いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。
なお、変更箇所は下線で表示しております。

記

2. 新株予約権発行の要領

変 更 前	変 更 後
(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役及び従業員	(1) 新株予約権の割当を受ける者 当社の取締役、監査役、従業員及び <u>社外協力者</u>
(7) 新株予約権行使期間 新株予約権の発行日から 8 年を経過する日までの範囲内で、取締役会で決定する。	(7) 新株予約権行使期間 <u>平成 19 年 12 月 18 日から平成 27 年 12 月 17 日までの期間</u>
(8) 新株予約権の条件 a. 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。	(8) 新株予約権の条件 a. <u>新株予約権発行時において当社の取締役、監査役もしくは従業員であった者は、新株予約権行使時においても、当社の取締役、監査役、もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。</u>

(注)上記の内容については平成 17 年 12 月 17 日開催予定の当社株主総会において、新株予約権の発行が承認可決されることを条件といたします。以上